



中部運輸局自動車交通部

令和5年9月14日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、鳥山 TEL 052-952-8082

中部運輸局 岐阜運輸支局 輸送・監査担当

山田、島田 TEL 058-279-3714

貸切バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：有限会社 フロンティア（代表取締役 馬 躍）

住 所：岐阜県羽島市竹鼻町丸の内四丁目123番地

営 業 所：本社営業所（住所地に同じ）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和5年9月14日

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止 310日車

（2両×45日間、5両×44日間）

②文書警告

3. 監査端緒

令和2年6月9日付新規許可事業者であり、令和4年3月15日に運輸開始したため。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 運賃・料金の収受が不適切であった。

（道路運送法第9条の2第1項）

(2) 運送引受書を交付していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項）

- (3) 運送引受書の記載事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
- (4) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
- (5) 点呼を実施していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)
- (6) アルコール検知器を有効な状態で保持していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)
- (7) 点呼の記録をしていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (8) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (9) 業務等の記録を保存していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
- (10) 業務等の記録の記載事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
- (11) 運行記録計による記録を保存していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
- (12) 運行指示書の記載事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
- (13) 運行指示書を保存していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第2項)

- (14) 乗務員等台帳の記載事項等が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- (15) 運転者に対する指導監督の記録の記載事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (16) 輸送の安全にかかわる情報の公表をしていなかった。  
(道路運送法第29条の3)
- (17) 事業報告書を提出していなかった。  
(道路運送法第94条第1項)  
(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)
- (18) 事業用自動車の車体表示をしていなかった。  
(道路運送法第95条)  
(道路運送法施行規則第65条)

#### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 31点
- ・当該事業者の累積違反点数 31点